

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年1月13日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第23号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(無効の入札等) 第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1)、(2) [略] (3) 入札書に記名がないとき。 (4)～(10) [略] <u>(11)</u> [略] 2 [略]	(無効の入札等) 第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1)、(2) [略] (3) 入札書に記名 <u>及び押印</u> がないとき。 (4)～(10) [略] <u>(11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。</u> <u>(12)</u> [略] 2 [略]

(契約締結の手続)

第19条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

(1) 契約金額が100万円以下の契約をするとき。

(2)～(5) [略]

3、4 [略]

(契約保証金の納付)

第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の15の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付さ

(契約締結の手続)

第19条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

(1) 契約金額が100万円未満の契約をするとき。

(2)～(5) [略]

3、4 [略]

(契約保証金の納付)

第20条 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格

せる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあつては、予定価格の100分の5以上）の額とする。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができることとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第11条の2各号に掲げるもの

同条各号に掲げる担保に応じ同条各号に定める額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 その保証する額

(3) その他銀行又は管理者が確実に認める金融機関の保証 その保証する額

3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出

の100分の5以上）の額とする。

2 第11条の2の規定は、前項の契約保証金の納付について、準用する。

3 第1項の契約保証金の納付は、銀行又は管理者が確実に認める金融機関の保証の提供をもって代えることができる。

4 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出

させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは确实と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 前項の保証契約を締結する場合においては、前条の規定により、契約書を省略し、請書を省略させることができる。

(随意契約)

第21条の3 令第21条の14第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
[略]	[略]

2～5 [略]

(契約保証金の追徴)

第25条の2 管理者は、第25条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第20条第2項の規定により既に提供を受けた担保

させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は确实と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(随意契約)

第21条の3 地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号。以下「令」という。) 第21条の14第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
[略]	[略]

2～5 [略]

(契約保証金の追徴)

第25条の2 管理者は、第25条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第20条第2項において準用する第11条の2の規定

(以下この条において「既納の契約保証金等」という。)に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同項の規定による担保を追徴することができる。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第30条 [略]

2、3 [略]

4 [略]

により既に提供を受けた若しくは第20条第3項の規定により既に提供を受けた保証(以下この条において「既納の契約保証金等」という。)に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同条第2項において準用する第11条の2の規定による担保若しくは第20条第3項の規定による保証を追徴することができる。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第30条 [略]

2、3 [略]

4 第1項の請求をする場合において、管理者がその必要がないと認めるものを除き、その既済部分について、局を被保険者とする火災保険その他の保険の契約証書を添付しなければならない。この場合の保険の種類、金額及び期間は、管理者が指示する。

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程（以下「新規程」という。）第19条第2項第1号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結する契約については、なお従前の例による。
- 3 新規程第25条の2第1項の規定は、施行日以後に新規程第20条第2項の規定により担保の提供を受けた場合について適用し、施行日前にこの規程による改正前の神戸市水道局契約規程（以下「旧規程」という。）第20条第2項において準用する第11条の2の規定により担保の提供を受けた場合又は旧規程第20条第3項の規定により保証の提供を受けた場合については、なお従前の例による。